

## 目黒区特定保健指導業務委託に係るプロポーザル募集要項

### 1 目的

本要項は、目黒区国民健康保険被保険者の特定保健指導業務委託にあたり、事業者による企画提案により、企画力、技術力、実績等を含めた総合的な判断を行い、最適な提案者を選定するため、選定に係る必要な事項について定めたものです。

### 2 業務の名称

目黒区特定保健指導業務委託

### 3 業務内容及び履行期間等

#### (1) 業務内容

別紙の「目黒区特定保健指導業務委託概要」のとおり

#### (2) 履行期間

令和9年4月1日（予定）から令和10年3月31日まで

※ 初回面接を令和9年度に行い、支援が次年度にまたがる業務については、別途、随意契約締結を行う予定です。

#### (3) 業務の規模

業務の対象者は1,200人程度（※1）、このうち、1～1.2割程度の利用申込みがあるもの（※2）として見込んでいます。

※1：現時点での見込みであり、増減することがあります。

※2：見込みを上回る利用申込みがあった場合でも、受入れをしてください。また、見込みを大きく下回ることがないように、利用勧奨を行ってください。

※3：過去の実績

|          | 令和6年度  |       |      | 令和7年度  |       |        |
|----------|--------|-------|------|--------|-------|--------|
|          | 動機付け支援 | 積極的支援 | 計    | 動機付け支援 | 積極的支援 | 計      |
| 対象者（A）   | 653人   | 279人  | 932人 | 768人   | 328人  | 1,096人 |
| 初回面談者（B） | 57人    | 19人   | 76人  | 72人    | 25人   | 97人    |
| 実施率（B／A） | 8.7%   | 6.8%  | 8.2% | 9.4%   | 7.6%  | 8.9%   |

### 4 提案限度価格

提案限度価格は6,100,000円（消費税抜き）とします。

ただし、次の条件に従ってください。

※1 案内文等の送付並びに電話勧奨及びはがき勧奨の対象者は、それぞれ1,200人で見込むこと。はがき勧奨は圧着はがきによるものとする。

※2 案内文等の送付に係る単価については、案内文や封筒の作成費用、郵送料など対象者への案内文等の送付を行うために必要な経費の全てを含むこと。また、はがき勧奨についても同様とする。

※3 利用申込者は、140人で見込むこと。

この140人について、動機付け支援は100人、積極的支援は40人とする。

ただし、動機付け支援の100人のうち、当該年度における初回面接終了者は100人（全員）、実績評価修了者は10人とし、積極的支援の40人のうち、当該年度における初回面接終了者は40人（全員）、実績評価修了者は5人とする。

※4 動機付け支援及び積極的支援に係る単価については、初回面接終了分及び実績評価終了分ともに教材費や指導員等の出張費の類など動機付け支援及び積極的支援を行うために必要な経費の全てを含むこと。また、初回面接時において、健康運動指導士・健康運動実践指導者が運動の実践的な指導を行う場合は、当該指導を行うために必要な経費の全て

を「動機付け支援（初回面接終了分）」及び「積極的支援（初回面接終了分）」に含むこと。  
なお、実績評価終了分には初回面接終了分の経費は含めないこと。

- ※5 運動教室は、当該年度における開催回数は3回とする。ただし、初回面接時において、健康運動指導士・健康運動実践指導者が運動の実践的な指導を行う場合は、運動教室の開催は行わないことができることとするため、この場合は、「運動教室」の単価、数量及び小計をそれぞれ「0」と記載すること。
- ※6 区に提出する特定保健指導支援計画及び実績報告書に係る経費（郵送料など含む）の全ては、「動機付け支援（初回面接終了分）」及び「積極的支援（初回面接終了分）」の単価に含むこと。
- ※7 「業務全体を分析した資料作成」の数量については、1回で見込むこと。ただし、「業務全体を分析した資料作成」に係る費用が不要である場合は、単価、数量及び小計をそれぞれ「0」と記載すること。
- ※8 提案になかった単価又は経費は、協議の対象とはしない。このため、（様式6）見積書のひな型に記載した項目以外に必要な項目がある場合は、洩れがないように記載すること。
- ※9 単価・経費については、全て消費税抜きの金額とすること。

## 5 提案者の資格及び条件

提案できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とします。要件の基準日は（様式1）プロポーザル参加申込書の提出日とします。

- （1）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、事業者の登録がされていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （3）目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号決定）別表第1及び第2に規定する措置要件に該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （5）目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年7月28日付け目総契第4070号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- （6）医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に特定保健指導機関として登録済みであること。
- （7）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）」に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）」の第2「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- （8）高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に基づいた特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を実施できること。

## 6 評価基準及び評価方法等

### （1）評価基準

業務の理解度、提案内容の的確性、特定テーマに対する取組姿勢、業務の遂行能力、コスト、資料調製力及び提案内容の有効性、説得力を評価項目として、それぞれの評価項目に定める評価指標ごとに評価を行い、総合的に評価します。ただし、提案内容の有効性、説得力については、第二次評価（ヒアリング評価）を行った提案者のみを評価対象とします。

### （2）選定方法

区が設置する目黒区特定保健指導業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、あらかじめ定めた評価基準に基づき、契約相手として最適な提案者（以下「受託候補者（契約交渉順位第1位）」という。）及び次点の受託候補者（契約交渉順位第2位）

を選定するために、提出された企画提案書（様式４）等の内容の評価を行います。

評価は、第一次評価及び第二次評価（ヒアリング評価）で行い、総合的な判断を行います。ただし、第二次評価（ヒアリング評価）は、第一次評価を通過した提案者のみを対象とします。第一次評価及び第二次評価（ヒアリング評価）の詳細については、次のとおりとします。

#### ア 第一次評価

提出された（様式４）企画提案書等によって、業務の理解度、提案内容の的確性、特定テーマに対する取組姿勢、業務の遂行能力、コスト及び資料調製力について、評価を行い、第二次評価（ヒアリング評価）の対象とする業者を選定します。

#### イ 第二次評価（ヒアリング評価）

第一次評価を通過した提案者について、提出された（様式４）企画提案書等についてヒアリングを実施し、提案内容の有効性及び説得力について、評価を行います。

### （３）評価項目ごとの評価指標等

| 評価項目          | 評価指標            | 対象となる様式等                                         | 配点<br>(点) |
|---------------|-----------------|--------------------------------------------------|-----------|
| 業務の理解度        | 特定保健指導業務に係る基本方針 | (様式４)企画提案書                                       | 12        |
| 提案内容の的確性      | 保健指導プログラム       |                                                  | 108       |
|               | 対象者及び申込者に対する接遇  |                                                  | 24        |
|               | 保健指導のサポート体制     |                                                  | 16        |
|               | 運営体制            |                                                  | 36        |
|               | 安全管理体制          |                                                  | 16        |
| 特定テーマに対する取組姿勢 | 個人情報保護体制        |                                                  | 80        |
|               | 実績              | (様式５)事業者概要                                       | 60        |
| 業務の遂行能力       | 専門職の配置状況        |                                                  | 20        |
| コスト           | 見積価格            | (様式６)見積書                                         | 210       |
| 資料調製力         | 資料調製力           | 応募書類の全て                                          | 32        |
| 提案内容の有効性      | 提案内容の有効性        | ヒアリング並びに<br>(様式４)企画提案書<br>(様式５)事業者概要<br>(様式６)見積書 | 160       |
| 説得力           | 説得力             |                                                  | 64        |

※配点については、委員一人当たりのもの。

### （４）評価が同点となった場合の措置

第一次評価及び第二次評価（ヒアリング評価）の合計の評価が同点となった場合は、コストの評価が高い順に受託候補者（契約交渉順位第１位）等を選定します。この場合においても評価が同点の場合は、選定委員会で合議の上、順位を決定します。

## ７ プロポーザル参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法等

### （１）プロポーザル参加申込書の提出期限

令和８年１１月６日（金曜日）午後５時

### （２）プロポーザル参加申込書の提出先

目黒区 区民生活部 国保年金課 特定保健指導係

所在地：目黒区上目黒二丁目１９番１５号 目黒区総合庁舎１階

電子メールアドレス：kokuh07●city.meguro.tokyo.jp

（※ ●を@に変換しご使用ください。）

### （３）プロポーザル参加申込書の提出方法

（様式１）プロポーザル参加申込書１部を国保年金課特定保健指導係宛て、電子メールで送信する、若しくは郵送する、又は持参してください。電子メールで提出する場合は、送信エラーなどに注意してください。電子メール又は郵送によって、（様式１）プロポーザ

ル参加申込書を受領した場合は、国保年金課特定保健指導係から電子メール又は電話によって、受領した旨を連絡いたします。受領した旨の連絡がない場合は、送信エラーや郵便事故などが考えられますのでご注意ください。送信エラーや郵便事故などによって、提出期限までに（様式１）プロポーザル参加申込書が提出されない場合であっても、提出期限の延長は行いませんので、ご了承ください。

（様式１）プロポーザル参加申込書の提出の時点では、（様式３）プロポーザル提案書を含む応募書類の提出は必要ありません。

（４）参加申込書提出者の資格等の確認等

（様式１）プロポーザル参加申込書が提出された場合、区において、このプロポーザル募集要項の項番５の「提案者の資格及び条件」を確認し、速やかに確認の結果を書面により通知します。この通知は、電子メール又は郵送により行います。「提案者の資格及び条件」を満たすことを確認した場合、併せて、（様式３）プロポーザル提案書等の提出を求めます。

（５）質問及び回答

ア このプロポーザル募集要項について質問がある場合は、（様式２）質問書１部を国保年金課特定保健指導係宛て、電子メールで送信する、若しくは郵送する、又は持参してください。電子メールで提出する場合は、送信エラーなどに注意してください。電子メール又は郵送によって、（様式２）質問書を受領した場合は、国保年金課特定保健指導係から電子メール又は電話によって、受領した旨を連絡いたします。受領した旨の連絡がない場合は、送信エラーや郵便事故などが考えられますのでご注意ください。送信エラーや郵便事故などによって、受付期限までに（様式２）質問書が提出されない場合であっても、受付期限の延長は行いませんので、ご了承ください。

ただし、質問書（様式２）を提出できる事業者は、（様式１）プロポーザル参加申込書を提出した事業者（以下「参加申込者」という。）に限ります。

イ （様式２）質問書の受付期限は、（様式１）プロポーザル参加申込書の提出期限と同じく令和８年１１月６日（金曜日）午後５時までとします。区から「提案者の資格及び条件」を満たしたことの確認を受ける前に、（様式２）質問書の提出は可能です。

ウ 質問及び回答の内容は、全ての参加申込者に対して、令和８年１１月１０日（火曜日）（予定）に電子メールで回答・周知します。ただし、回答・周知日以前において、区が「提案者の資格及び条件」を満たすことを認められなかったことを確認し通知した参加申込者に対しては、回答・周知しません。

エ （様式２）質問書の質問内容には、参加申込者（商号又は名称）が特定できる又は推測できる内容は記載しないでください。

オ 回答・周知する際、質問内容は要旨とする場合があります。

カ （様式２）質問書によらない又は質問の受付期限後の問合せ等には、回答しません。

## ８ プロポーザル提案書等の提出期限、提出先及び提出方法等

（１）プロポーザル提案書等の提出期限

令和８年１１月２４日（火曜日）午後５時

（２）プロポーザル提案書等の提出先

目黒区 区民生活部 国保年金課 特定保健指導係

所在地：目黒区上目黒二丁目１９番１５号 目黒区総合庁舎１階

（３）プロポーザル提案書等の提出方法

（様式１）プロポーザル参加申込書を提出し、区が「提案者の資格及び条件」を満たしたことを確認し、併せて（様式３）プロポーザル提案書等の提出を求めた場合は、（様式３）プロポーザル提案書及び（様式４）企画提案書を含む応募書類を揃えて、国保年金課特定保健指導係の窓口を持参するか、郵便書留等の手段によって提出してください。応募書類に不足が生じている場合は、受領しません。また、受領後に不足等が判明した場合は、失格とする場合があります。不足があった場合や記載漏れがあった場合などでも提出期限の

延長は行いませんので、ご了承ください。

(様式1) プロポーザル参加申込書を提出しなかった事業者及び区から「提案者の資格及び条件」を満たすことが認められなかった参加申込者は、応募書類を提出できません。

(4) 応募書類

ア (様式3) プロポーザル提案書

イ (様式4) 企画提案書

ウ (様式5) 事業者概要

エ (様式6) 見積書 ※ 金額は、消費税抜きの価格で記載してください。

(5) 提出部数等

正本1部及び副本6部。副本は選定委員会委員用及び事務局用として使用します。

(様式3) プロポーザル提案書及び(様式4) 企画提案書を含む応募書類については、紙質、色使いや調製方法などに制限はありませんが、正本及び副本は全て同じ紙質、色使いや調製方法とし、かつ、選定委員会委員が見やすく評価しやすいものとしてください。ただし、副本6部については、(様式4) 企画提案書、(様式5) 事業者概要及び(様式6) 見積書を組合せたもの((様式3) プロポーザル提案書は不要)とし、全ての書類中にある提案者名を全て塗りつぶす(マスキング処理する)他、提案者が特定できる又は推測できるようなロゴマーク等も同様に塗りつぶしたものとします。

(6) 辞退

(様式3) プロポーザル提案書及び(様式4) 企画提案書を含む応募書類を提出した後、に辞退する場合は、(様式7) 辞退届を令和8年12月9日(水曜日)午後5時までに国保年金課特定保健指導係宛て、電子メールで送信するか、若しくは郵送するか、又は持参してください。

## 9 ヒアリングの期日、方法及び実施場所等

(1) ヒアリングの期日

令和9年1月15日(金曜日)(予定。変更となる場合があります。)

(2) ヒアリングの方法及び実施場所等

ヒアリングの参加可能な人数、所要時間、実施場所や実施時間などについては、対象となった提案者に、別途、通知します。

ヒアリングの冒頭において、(様式4) 企画提案書、(様式5) 事業者概要及び(様式6) 見積書などに関して15分間の説明(以下「プレゼンテーション」という。)を求める予定です。

(3) ヒアリング実施時の注意事項

プレゼンテーションにおいて、パソコンやスクリーンなどの機材の持込みは不可とします。ただし、パワーポイントの画面をプリントアウトした書類などの配布は可能とします。

プレゼンテーションを含めたヒアリングにおいて、提案者が特定できる又は推測できるような言動などは行わないでください。

## 10 受託候補者が辞退等した場合の措置

受託候補者(契約交渉順位第1位)が辞退した場合、若しくは失格となった場合又は協議が不調となり契約成立が見込めないと区が判断した場合は、次点の受託候補者(契約交渉順位第2位)と協議を開始します。その場合においても、次点の受託候補者(契約交渉順位第2位)と協議が不調となり契約成立が見込めないと区が判断した場合などは、選定委員会で合議の上、取扱いを決定します。

## 11 スケジュール等

(1) 受託候補者(契約交渉順位第1位)の選定等に係る主な日程については、以下のとおり予定しています。ただし、応募状況等により変更になることがあります(各種の期限を除

く)。

| 内容                | 日程                              |
|-------------------|---------------------------------|
| 目黒区ホームページ掲載期間     | 令和8年10月22日(木曜日)<br>～11月24日(火曜日) |
| プロポーザル参加申込書の提出期限  | 令和8年11月6日(金曜日)午後5時              |
| 質問書の受付期限          | 令和8年11月6日(金曜日)午後5時              |
| 申込者の資格及び条件の確認結果通知 | 令和8年11月9日(月曜日)(予定)              |
| 質問に対する回答日         | 令和8年11月10日(火曜日)(予定)             |
| プロポーザル提案書等の提出期限   | 令和8年11月24日(火曜日)午後5時             |
| 第一次評価の結果の通知日      | 令和8年12月18日(金曜日)(予定)             |
| ヒアリングの実施日         | 令和9年1月15日(金曜日)(予定)              |
| 第二次評価の結果(最終選考)の通知 | 令和9年1月21日(木曜日)(予定)              |
| 仕様についての協議の期限      | 令和9年2月19日(金曜日)(予定)              |
| 結果の公表             | 令和9年2月下旬(予定)                    |
| 契約締結              | 令和9年4月1日(予定)                    |
| 対象者宛て案内文等の送付の開始時期 | 令和9年8月(予定)                      |
| 保健指導の開始時期         | 令和9年9月(予定)                      |

## (2) 提出書類の配布

目黒区公式ウェブサイトから、掲載期間中にダウンロードしてください。

## 12 選定結果に係る情報提供の方法

第一次評価の結果は、提案者の全てに対して、当該提案者に係る結果を書面により通知します。

第一次評価及び第二次評価(ヒアリング評価)の合計の評価の結果は、第二次評価(ヒアリング評価)の対象となった提案者の全てに対して、当該提案者に係る結果を書面により通知します。

## 13 注意事項

- (1) 提案に係る費用については、提案者の負担とします。
- (2) 本提案に関する提出物については、返却しません。
- (3) 提出書類については、このプロポーザル募集要項による受託候補者の選定の目的のみに利用します。ただし、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例(平成12年12月目黒区条例第58号)に基づき処理します。
- (4) 提出期限以後の提出書類の差替え及び再提出などは認めません。

## 14 無効・失格

- (1) 提案者の資格及び条件を満たさなかった場合は、失格とします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は重大な過失による不実記載等がある場合は、失格とします。
- (3) 選定後において、(1)又は(2)に相当することが判明した場合は、当該選定結果を無効とし、失格とします。
- (4) 提案した価格が提案限度価格を超過した場合は、失格とします。
- (5) (様式1)プロポーザル参加申込書の提出があった場合であっても、(様式3)プロポーザル提案書及び(様式4)企画提案書を含む応募書類の提出がない場合は、失格とします。

## 15 次年度の契約継続

令和9年度における業務の履行状況が良好であると認められた場合には、翌年度以降2年間を限度に随意契約により契約締結する可能性があります。

この他、支援が次年度にまたがる業務については、別途、随意契約締結を行う予定です。

## 16 その他

- (1) 受託候補者（契約交渉順位第1位）等を選定されたことをもって、提案した全ての内容や提案した金額による契約・仕様を保証するものではありません。契約・仕様内容については、別途協議を行います。提案のあった単価又は経費についても、その金額を保証するものではなく、その金額を上限として協議し、決定します。この業務の対象者や保健指導の利用申込者が大きく増減する場合であっても、同様とします。
- (2) 本件は、令和9年度予算が議会にて可決された場合において、令和9年4月1日（予定）に契約が確定されることを前提とした準備行為です。当該予算が議会にて可決されず契約締結に至らない場合であっても、それまでに要した費用を含めて補償はしません。
- (3) 協議が不調となった場合であっても、それまでに要した費用を含めて補償はしません。
- (4) この業務の対象者や保健指導の利用申込者が見込みを大きく下回った場合等であっても、補償はしません。

## 17 事業担当

目黒区 区民生活部 国保年金課 特定保健指導係

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎1階

電話：03-5722-9024